

一般貸切旅客自動車運送事業者が公表すべき事項について

京阪京都交通株式会社

国土交通省告示「旅客自動車運送事業運輸規則第47条の7第1項の規定に基づき旅客自動車運送事業者が公表すべき輸送の安全にかかわる事項等」に基づき、弊社の一般貸切旅客自動車運送事業に関する情報を下記のとおり公表します。（平成29年3月31日現在）

なお、下記以外の事項については、弊社「運輸安全マネジメントに関する取組みについて」にて公表しております。事業者安全情報（2017年3月31日現在）

記

【亀岡営業所】

1. 運転者に係る情報

雇用形態別 (人)	正規雇用	正規雇用以外		合計
	52	21		73
社会保険等加入者 (人)	健康保険	厚生年金保険	労災保険	雇用保険
	69	69	73	73
平均勤続年数 (年)	6.3			

2. 運行管理者及び整備管理者に係る情報

	運行管理者	運行管理補助者	整備管理者	整備管理補助者
運行管理者及び整備管理者の人数 (人)	6	9	1	6
うち他業務（運転者等）の兼任者数 (人)	0	9	0	6

3. 事業用自動車に係る情報

	車両数 (台)	年式 (年)		平均 車齢	搭載車両導入台数 (台)			主な運行の形態
		最古	最新		ドライブレコーダー	デジタル式 運行記録計	ASV	
大型	7	平成7年	平成28年	10年	7	7	3	観光輸送 (昼間)
中型	—	—	—	—	—	—	—	—
小型	2	平成14年	平成21年	10年	2	2	—	送迎
任意保険		対人保険		無制限	対物保険		無制限	

以上